

近世期対馬の沖合漁業と漁民の朝鮮漂流について

木 部 和 昭

1. はじめに

筆者は先に、拙稿「近世対馬沿海の漁業と越境行為」¹⁾において、朝鮮との国境の島である対馬沿海における沖合漁業（釣船・縄船漁）について取り上げ、以下のような事実を分析した。対馬藩では、経済財政上の必要から、他領漁船に依存した沖合漁業を振興せねばならなかったが、同時にこの藩では、朝鮮との国境管理（通交の管理・統制）という大きな役割も抱えていた。そこには明らかに相矛盾する要素が存在する。すなわち、釣船・縄船漁は沖合を遊弋して操業される最も監視取締の難しい漁業であり、この種の漁船が国境沿海域を徘徊する事態は、国境管理面からすれば決して好ましい事態ではなかった。故に対馬藩は、対馬西海岸（朝鮮海峡側）の海域における沖合漁業の操業を「西目持」として規制し、18世紀初頭までは、禁止を含めて厳格に管理統制下に置いていた。しかし、近世後期になると、海漁関係の税収が藩財政に少なからぬ比重を占める様になり、結果として、他領漁船の入漁が増大する一方で、西目持規制などの国境管理体制は弛緩・形骸化していくことになった。対馬出漁の歴史を有する漁村では、近世期の朝鮮海密漁の伝承がいくつか残されているが、その信憑性を裏付ける状況が確かに存在していたのである。

本稿では、上述の論考をふまえ、別の視点から対馬漁業と国境管理・越境行為との関係について補足しようとするものである。すなわち、漂流・漂着問題がそれである。密漁や潜商（密貿易）が意図的な越境行為であるとする

1) 拙稿「近世対馬沿海の漁業と越境行為—朝鮮海密漁と対馬藩の西目持規制—」（『山口経済学雑誌』51巻2号，2003年）。なお、本稿は本来、この論文の一部として用意したものだが、紙幅の関係で別にまとめ直したものである。

ならば、意図せざる越境行為が朝鮮への漂流・漂着である。対馬と朝鮮との距離の近さを考慮した場合、沖合漁業である釣船・縄船の操業が盛んになればなるほど、当然、気象の急変や海難事故などにより、漁船の朝鮮漂流事件が発生する可能性が高くなったと推測できる。前掲拙稿に載せた長門国玉江浦の朝鮮海密漁伝承も、偶発的な漂流が契機となって絶影島近海漁場を発見した事を伝えていた。そして、最もそうした事態に巻き込まれやすかったのが、朝鮮に面した対馬西海岸沖合で操業される西目持だったのではないだろうか。よって以下では、西目持漁業との関係から、朝鮮への漂流・漂着問題を取り上げてみたい。

2. 旅漁船の朝鮮漂流と対馬島民詐称

次に掲げる史料²⁾は、他国から出漁してきた織網船が、対馬国佐護郷湊浦を「据浦」として操業するに当たり、その締方役に対して藩の年寄中から交付された書付である。

「書付（表紙）」

覚

其方儀佐護郷湊浦江据浦申付候織網漁船締方之為被相附候、持ニ出候船数出入引合可被申候、都而漁場ハ賑敷いたし魚数取揚候得共上之御為ニ候間其意味被相弁取締無緩様申付、日和ニ依持方時宜之見計被致、異儀ケ間敷無之様可被心得候

一風並ニ依朝鮮江致漂着候而者御手入之事候間、右躰之憂無之様堅可被相制候、
万一風波ニ依不得止朝鮮江致漂着候ハ、 対州湊浦漁船之者と相答、必国所
生国等朝鮮ニ而申間敷候、御国江雇入候上者則対州之者ニ相当候事故、無間
違対州之者と相答候様、漁船毎ニ一々可被申間置候、若漂着浦津江乘入朝鮮
人介抱ニ相成候上、忍而出帆いたし候而者不宜候間、其段も能々可被申付候、

2) 対馬宗家文庫・記録類Ⅲ 船浦方番所関所31（長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵）

仮令汐合ニ依彼国地近く漂候共、成たけ浦津江不乗入如御国乗帰候様相働候儀専一二候、右之趣漁船之もの共江能々心得居候様可被申付候

右之通被相心得諸般無抜目可被相勤候、以上

八月 年寄中

大庭久兵衛殿

佐護郷湊浦は、朝鮮との通航上の要衝であった佐須奈関所のわずかに西に位置する浦である。そこは、「西目」と呼ばれる対馬西海岸地域の中でも、特に朝鮮に至近の「朝鮮往還筋」と呼ばれる対馬北西部に該当する。故に、この史料に見られる様に、朝鮮への漂流という事態への対処が重要視されたのだろう。明らかに西目持の旅漁船（他国漁船）を取り締まるための法令である。また、織網漁は小型の網で魚群を追って捕獲する漁法で、沖合が漁場であったから、釣船・縄船漁と同様に漁根拠地となる「据浦」を指定され、漁期中はそれ以外の港に寄港する事を禁止されていた。据浦には締方役という役人が派遣され、漁船の出入港や漁獲物の数量等を監視させるのが定式であり、特に西目持に関してはこの原則が徹底されていた³⁾。今回のケースでこの締方役として湊浦に派遣されたのが宛名に見える大庭久兵衛であった。なお、正確な年代は不明だが、大庭久兵衛の名を対馬藩の奉公帳で確認した結果、天保7（1836）年以降のものと推定される⁴⁾。

この史料は非常に注目すべき内容を含んでいる。特筆すべきは、締方役人を通じて旅漁船に徹底されている下線部の規定である。すなわち、風の具合で万一朝鮮へ漂着することがあれば、色々と手数が掛かるので、そうした事態に至らないように注意すること。また、やむを得ず朝鮮へ漂着するような

3) 西目持の定義、据浦や締方役人に関する詳細などは、前掲拙稿参照。

4) 大庭久兵衛は「大小姓奉公帳」（宗家文庫・記録類Ⅱ与頭B奉公帳132）にその名が見える。天保6年7月に祖父から家督を相続、翌7年3月までの職歴は明らかであるが、それ以降は未記載である。よって湊浦締方役に任じられたのは、天保7年3月以降と推定した。

事になった場合は、対馬で雇入れた漁船であるからあくまでも対馬船であり、対馬の漁船と供述して、決して本当の生国などを言わないこと。漂着して朝鮮人に救助された場合は、後々面倒な事態になるので、密かに自力帰港しないこと。たとえ朝鮮沿岸に漂流した場合でも、なるべく着岸せずに対馬へ帰航するよう努力すること。以上が、この書付の要旨である。

基本的には朝鮮漂着事件の防止に重点があるものの、特に注目すべきは、旅魚船が朝鮮に漂着した場合は対馬人であると詐称するように、というこの書付の意味する所である。

朝鮮に漂着した日本人の取扱いは、時代によって若干の変化は見られるものの、その概要はおおむね以下の通りであった⁵⁾。なおその際、対馬島民とそれ以外の日本人の場合では、その取扱いに相違が見られた点に留意されたい。

まず、対馬島民以外の日本人が朝鮮に漂着した場合であるが、朝鮮の漂着地において官民による救助・介抱・取調を受けた後、朝鮮国の対日外交窓口である釜山まで回送された。これを受けて対馬藩では、日本国を代表して正式な漂流民受取の使者を派遣する。使者は書契・別副（進上品）を持参し、朝鮮側に謝意を表して漂流民を受領した。受領された漂流民は、まず対馬城下・厳原へ送られ、日朝交渉を監督するために幕府が設置していた以酌庵の長老による取調が行われ、その後、漂流民の出身地に応じて長崎奉行所または大坂町奉行所へと送還された。ここで幕府役人による最終的な取調が行われた後、ようやく漂流民はその在所に返された。密貿易やキリシタン禁令などに抵触していなければ、別に漂流民が咎められることはなかったが、多くの場合、それ以降、他国出行差し止めという処分が下されることになった。使者の派遣や進上品経費、釜山から長崎・大阪への送還経費は全て対馬藩の負担となった。安永元年の「対州交易筋伝達并探索御用御普請役佐久間甚八書上」という史料によれば、対馬藩は日本人の漂流船1艘の受取のために、

5) この点に関する制度的概要は、荒野泰典「近世日本の漂流民送還体制と東アジア」(『近世日本と東アジア』第4章、東京大学出版会、1988年)が詳しい。

およそ銀15貫目の経費を必要としていたという⁶⁾。

こうした状況から考えれば、対馬に出漁中の他国漁船が、その生国を正直に供述してしまえば、対馬藩にとってまさに「色々と手数の掛かる」面倒な事態が出現する事はいうまでもないだろう。では、対馬島民と詐称した場合はどうなったのか。

この点に関して、日本人の朝鮮漂流民を受け取る際に、対馬島民の場合とそれ以外の本土人の場合で、取り扱いが異っていたという荒野泰典の指摘が注目される⁷⁾。すなわち、対馬島民の場合は、漂流民受け取りに際して正式な使者を立てず、年例送使の便で連れ帰り、感謝の書契を送るのみの簡便な手続きで完了したといわれている。荒野の依拠した史料である『通航一覽』の記述⁸⁾はあまりにも簡素で、どこまで一般化できるかは不明ではあるが、少なくとも対馬島民の漂着であれば、幕府の介在する大仰な送還儀礼や長崎・大坂への送還も省略できたから、対馬藩の送還諸経費はかなり節減されたはずである。この点から考えれば、他国からの出漁漁民に対馬島民と詐称させるメリットは、確かに対馬藩側に存在していたといえる。また対馬出漁の他国漁民にとっても、いきなり長崎・大阪へ送還され、その後、他国出行を禁止されるなどの煩雑な事態は決して好ましいものではなかったであろう。対馬島民と詐称する事で、内密かつ穏便な事件処理で済み、その後も引き続き対馬で漁業を継続できるという点から見ても、明らかに他国漁船の側にもメリットは大きかった。制度的に見て、上記の史料の内容は十分に理に適ったものといえるだろう。

こうした書付の存在は、旅漁船の朝鮮への漂流・漂着という事態が決して少なくなかった事をうかがわせる。と同時に、旅漁船は対馬島漁民と詐称する事によって、日朝国境海域の監視統制の間隙を縫うように活動していた可能性も示唆している。

6) 『通航一覽』巻3, 610頁

7) 荒野前掲書132頁

8) 『通航一覽』巻3, 612頁

3. 日本人の朝鮮漂着事件と旅漁船

近世期における日本人の朝鮮漂着事件については、池内敏が対馬藩などの日本側史料と朝鮮国側の史料を駆使して、すでに詳細をまとめている⁹⁾ (以下、池内年表と略記)。これを参照すれば、慶長12 (1607) 年から明治17 (1884) 年の間に、詳細不明の参考3件を含めて計102件が明らかにされている。この池内年表を参照し、対馬出漁漁民関係の漂流事件を抽出したのが表1である。

表1 対馬出漁漁民関係の朝鮮漂着事件

No.	年月日	記事
12	寛文5 (1665) 年7月6日	和泉佐野の魚商船1艘が下関から対馬府中へ向かう途中で慶尚道機張県へ漂流
19	延宝6 (1678) 年8月11日	和泉佐野の長縄船2艘が対馬沖で出漁中に慶尚道の蔚山・機張に漂流
70	文政7 (1824) 年閏7月	和泉州の倭人が慶尚道に漂着 (詳細は不明)
72	天保5 (1834) 年9月9日	長門豊浦郡肥中の船が下関から対馬に向けて航行中に慶尚道蔚山に漂流
95	明治16 (1883) 年10月15日	長門阿武郡鶴江浦の漁船が韓海方面に出漁中に済州島に漂流
99	明治17 (1884) 年5月26日	周防大島郡久賀村の漁船が全羅道に出漁した帰途で済州島に漂流

備考：池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店，1998年）所収の「近世日本人の朝鮮漂着年表」より作成した。左端のNo. は同年表の整理番号。

この表1で見ればわかるように、その数はわずかに6件である。しかもこの内、〔12〕・〔72〕は対馬出漁の関係船と思われるが、厳密には対馬出漁中の漂流事件ではなく、対馬へ向かう途中でのケースである。また、〔70〕の事件も対馬出漁が盛んであった和泉国佐野漁船に関係すると思われるが、詳細がわからない。また、〔95〕・〔99〕は、鎖国の禁が解けた明治期の韓海出漁によるものであるから、本稿の対象外である。とすると、純然たる対馬出漁漁民の朝鮮漂流事件は、〔19〕の和泉国佐野浦の長縄船のみという事になる。これをどう見ればよいのだろうか。

この事を以て、対馬出漁漁民が朝鮮へ漂流するケースは極々稀であったと

9) 池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』（臨川書店，1998年）付録「近世日本人の朝鮮漂着年表」

する見方も可能である。しかしながら、前掲した書付の如く、対馬出漁漁民が朝鮮に漂着した場合に、対馬島民と詐称していたとするならば、記録に残らないのも当然であったといえる。したがって、表1の〔19〕に見える佐野縄船の事件は、延宝6（1678）年という近世初期のものであり、対馬島人詐称規定以前の事例に属すると見てよいのではないだろうか。

そうすると、次に問題となるのが対馬島民の朝鮮漂着事例であり、ここに他国漁船の漂流事件が含まれていた可能性が出てくる。対馬島民の朝鮮漂着事件に関しては、先と同様に池内年表をもとに表2にまとめたので参照されたい。

表2 対馬島民関係の朝鮮漂着事件

No.	年 月 日	記 事
2	寛永4（1627）年7月	対馬人3名1艘が慶尚道多大浦前洋に漂着
3	寛永7（1630）年5月	対馬漁民4名1艘が慶尚道機張県前洋に漂着
4	寛永10（1633）年6月	対馬島民7人1艘が朝鮮漂着（漂着地不明）
5	寛永11（1634）年7月5日	対馬島民6人1艘が朝鮮漂着（漂着地不明）
7	寛永19（1642）年5月24日	対馬豊崎郷4人1艘が慶尚道慶州に漂着
8	承応2（1653）年7月	対馬漁船6人1艘が慶尚道蔚山に漂着
9	承応3（1654）年	対馬島民1人1艘が慶尚道加徳島へ漂着
10	明暦元（1655）年5月	対馬島民124人18艘が慶尚道各地へ漂着
18	延宝3（1675）年8月	対馬島民1人が慶尚道蔚山境へ漂着
23	元禄6（1693）年11月	対馬小峯村の欠落者3人1艘が済州へ漂着。当初は長門の者と偽証
53	寛政6（1794）年4月5日	対馬如蓮村6人1艘が慶尚道多大浦へ漂着
59	文化6（1809）年6月	対馬佐須浦の2人が申浦へ漂着
62	文政元（1818）年8月5日	対馬府中の4人1艘が慶尚道慶州甘浦へ漂着

備考：表1と同じ

残念な事に、表2から対馬出漁の他国漁民が、対馬島民を詐称していたと見なせる明確な事例は見出せなかった。ただし、この表からは、またしても奇妙な点が浮かび上がってきたのである。すなわち、元和元（1618）年～明暦元（1655）年の近世初期37年間で10件25艘の対馬船の朝鮮漂流が発生しているのに、その後は明治元（1868）年までの約200年間にわずか5件5艘しか朝鮮漂流事件が確認できないのである。これは地理的にみても明らかに奇異である。この状況を藩の海運統制や航海技術の向上の成果と見るのはたや

すいが、こうも劇的な変化が見られるかという甚だ疑問を感じざるを得ない。これはすなわち、対馬島民の朝鮮漂着事件が、近世中期以降に簡略処理されるようになった結果、公式記録に載らなくなった事を示唆しているとした方が、説得力があると思われる。実際には対馬島民の朝鮮漂着事件は、もっと多発していたと考えるのが妥当であろう。推測の域を出ないが、近世中後期の対馬島民は、非公式に送還されたか、もしくは漂着地から直接帰航が認められていたのではないか。

とするならば、対馬島民を詐称していたと見られる旅漁船（他国漁船）の朝鮮漂着も、同様の事情から、近世中後期には日本人漂流民の公式記録から全く姿を消したことが推測される。近世期を通じて、旅漁船の朝鮮漂着記録がわずか1件しか残されていない事実こそが、逆説的にそれを傍証しているのではないだろうか。かくして旅漁船の朝鮮漂流は、わずかに朝鮮海密漁伝承の中に、その痕跡を伝えるのみとなったのである。

4. 安芸国仁保島の朝鮮海密漁伝承

最後に、前掲拙稿でも簡単に触れた安芸国仁保島の朝鮮海密漁伝承を紹介しておきたい。それは安芸国から対馬に出漁していた鯛釣漁に関するもので、明治26（1893）年の『朝鮮通漁事情』に「朝鮮出稼漁業ノ起原沿革」として紹介してある¹⁰⁾。直接的に漂流・漂着に関係するものではないが、本稿の目的に照らして、重要な内容を含んでいるので以下に掲げる事にする。

（前略）抑本邦人カ朝鮮海ニ出稼漁業ヲ為スコトハ由来久シキモノ、如シ、聞ク所ニ拠レハ、其年月日ハ詳ナラサレトモ今（明治二十六年）ヲ距ルコト六十年許以前、芸州ノ藩士某ト云フ者其女ヲ対州ノ藩士某ニ嫁セシムヘキ約ヲ為セシコトアリ、依テ之ヲ広島ヨリ対州侯ノ治所タル府中、即チ現今ノ巖原ニ送ラントスルニ、其頃ハ封建時代ノ事トテ交通ノ便モ無ク、鍾愛ノ女ヲ遠方ニ遣ル

10) 関沢明清・竹中邦香編『朝鮮通漁事情』（団々社書店、1893年）

コトナレハ聊爾ナル船ニモ託シ難ケレハトテ頗ル苦慮セシニ、其頃芸藩ノ封内
 ナル安芸郡仁保島ノ内字向洋ニ山村屋政右衛門（現今其後嗣アリ、林ヲ氏トス）
 ト云フ者アリ、常ニ親シク出入シケルカ、此者船ヲモ所有シ多クノ漁夫ヲ使ヒ
 漁業ヲ営マシムルヲ以テ、之ニ謀リタルニ政右衛門其意ヲ得テ船ヲ仕立テ某ノ
 女ヲハ恙ナク対州ニ送り届ケ婚礼首尾能ク整ヒケリ、其婿方ナル対州藩士某ハ
 其頃町奉行ノ職ニ在リテ権勢アル人ナリケルカ、政右衛門カ遙々送り来リツル
 ヲ勞シ、且新婦ノ無事ニ着セルヲ悦ビ、何ニテモアレ望ミノ事アラハ叶ヒ得サ
 セントアリシニソ、政右衛門ハ対州沿海ニハ鱸ノ来ルコト多ケレハ此沿海ニテ
 漁業ヲ営ムコトヲ許サレタシト請ヒケルニ、頓テ某ノ執成ニテ望ミヲハ許サレ
 タリ、是ヨリ政右衛門ハ年々対州ニ往キ漁業ヲ為シケルカ、其後対州ノ藩主宗
 家ニ於テ祝ヒ事アリタルトキ鯛ノ需メアリタレトモ、元来対州ハ其地形一孤島
 ナルニ拘ハラス人民漁業ニ拙ク其需メニ応スルモノナカリシカハ、政右衛門之
 ヲ聞キ多クノ鯛ヲ捕リテ献ツリケリ、是ニ因ミテ遂ニ対藩ノ魚御用達ト云フヲ
 命セラレ、其後又対藩ヨリ資金ヲ貸渡サレ所謂仕入レヲ受クル事トナリシカハ、
 爰ニ愈々勢ヲ得テ次第ニ漁場ヲ拡ムルニ至レリ、然ルニ鯛ノ如キハ対州沿海ヨ
 リモ朝鮮ナル釜山近傍ニ多ク来ルヲ以テ、終ニ鯛漁ハ専ラ釜山近傍ニ於テ為ス
 ニ至レルナリト言ヒ伝フ、サテ朝鮮国ニ於テ斯ク日本人カ其沿海ニ至リ漁業ヲ
為スヲ敢テ咎ムルコトモナカリシモノハ抑亦故アルナリ、蓋シ本邦ト朝鮮国ト
 ノ交通アリシコトハ上古ニ始マリ（中略、室町時代以来の日本と朝鮮国の友好
 関係における対馬宗家の役割を記載・筆者註）、然ルニ文禄中豊太閤征韓ノ役
 ヲ起コシテヨリ数年ノ間、修好全ク絶ユルノミナラス、彼国官民共ニ深ク日本
 ヲ怨ミケルカ、慶長四年ニ至リ徳川家康公ハ宗義智朝臣ニ修好ヲ復スヘキ旨ヲ
 命セラル、義智朝臣為メニ斡旋スルコト数年ニシテ彼国ノ怨恨漸ク解ケ、慶長
 十二年ニ至リ和交ノ議全ク成ル、依テ將軍ハ朝鮮ト交渉ノ事ハ拳ケテ宗家ニ委
 ネラル、宗家ニ於テハ年々差遣ノ船数及ヒ物件ノ数額ヲ定メ貿易ヲ為シ、幾ン
 ト三百年ヲ経タリ、其間朝鮮ニ於テハ古昔ノ如キ海賊ノ患ヒ等モナカリシカハ、
親好甚タ密ニシテ朝鮮人モ対州人ニ向テハ特ニ敬愛ヲ加ヘタリ、去レハ芸州ヨ
リ至レル漁人モ元ト対州藩ノ仕入レト云ヒ、且朝鮮人ハ敢テ漁業ヲ専ラトシ生

活スル人民モナカリケレハ、別ニ咎ムルコトモ無クテ経過シ来レルナリ (後略、傍線筆者)

安芸国漁民の対馬出漁が盛んになったのは、この伝承記事からもうかがえるように、文化年間(1804~17)頃からといわれる。その契機は、この伝承では芸州藩と対州藩の藩士同士の婚姻がきっかけであった事になっているが、別の研究では、芸州藩浅野家の息女が対州藩宗家へ嫁入した婚姻が契機となったという説もある¹¹⁾。いずれにせよ、そうした契機により、安芸国漁民の一人、安芸郡仁保島の山村屋政右衛門は、1830年代頃から鰯・鯛釣漁のために年々対馬へ赴いていたが、ある時、鯛の漁場としては対馬沿海よりも朝鮮国釜山近傍の方が豊富であることを発見し、以後、専ら釜山近海で鯛漁を実施したという。この記事では、政右衛門が対馬藩の魚御用達に任じられ、同藩から資金貸与を受けて出漁したと記載され、さらにはそれを朝鮮との友好関係の深い対馬藩御仕入れの漁船であるから、朝鮮側も敢えて咎め立てしなかったとしている。

対馬藩の記録を見れば、確かに芸州漁船が御日肴菜(藩主の食用に供される魚類)漁に雇われた例は見えるし、また藩がこうした旅漁船(他国からの入漁漁船)に操業資金を前貸しする制度も、文政期以降から確認できるから、あながち荒唐無稽な伝承として片づける事はできない。ただ、注目すべきは傍線部の記述である。朝鮮人は対州人に特に親密であったから、芸州漁船が対馬藩仕入れの漁船と称すれば、特に咎められる事もなく、堂々と朝鮮沿岸で魚漁を実行できたという記述である。これは果たして事実であろうか。

筆者は当初、本来は密漁であったものが、明治期に韓海出漁の盛んになるに従い、こうした韓海出漁の起源(既成事実)の話に変容したものではないのか、と解釈していた。しかし、本稿の考察を通じて、ここに見える伝承が、単なる誇張や変容で片づけられないのではないか、ということが見えてきた

11) 宮本常一『対馬漁業史』(宮本常一著作集第28巻、未来社、1983年) 109~119頁

のである。

ここで先に掲げた書付の内容を想起されたい。書付に見えた「決して生国を明かさず、対馬島民であると供述する様に」という指示は、この仁保島の伝承に見える「対馬藩仕入れの漁船と称する」という記事と内容的に酷似している。また、「対州漁船であれば特に咎められる事もなく、堂々と朝鮮沿海で海漁を実行できた」とする記事も、対馬島民に対する内密かつ穏便な漂流事件処理といった制度から考えれば、決してあり得ない事態ではなかったろう。

漂流・漂着という観点から見た場合においても、朝鮮海密漁伝承は、やはり状況的にある程度の信憑性を有していたといえるのではないだろうか。

5. おわりに

以上、本稿は、対馬の沖合漁業に従事する旅漁船の朝鮮漂流問題について考察し、近世日朝関係史上の大きな柱である漂流民問題に関して新知見を提示した。

すなわち、対馬藩では、煩雑で経費負担の重い日本人朝鮮漂着事件の発生を回避するため、朝鮮漂着の可能性が大きかった西目持の他国漁民に対し、朝鮮漂着の場合には対馬島民と詐称する事を義務づけると共に、なるべくそうした事態に至らない様に指導を徹底していた。なぜなら、対馬島民の朝鮮漂着事件は非公式に処理されていたため、送還手続きが内密かつ穏便に実行され、藩にとっても出漁漁民にとってもメリットが大きかったからである。また、対馬島民の送還手続きの簡略化が実施された近世中期以降は、その漂着事件が公式記録に残らなかった可能性が高く、なおかつ、対馬沿海に出漁していた他国漁民も、対馬島民と詐称することで、同様に記録に残らなかった可能性を示唆している。こうした考察や、前掲拙稿で取り上げた対馬藩の西目持規制緩和の動向から見れば、近世期における朝鮮海密漁の伝承は、かなりの信憑性を有する事が明らかになったであろうし、朝鮮国境海域の新たな側面を明らかにし得たと考えている。

現段階では、史料搜索が不十分なこともあって、「可能性」「状況証拠」の指摘にとどまるが、近世期の日本・朝鮮の国境・領海概念を考える上で、本稿は興味深い事実を提示できたのではないだろうか。

付記

本稿は、財団法人大和銀行アジア・オセアニア財団による国際交流活動助成（代表・池内敏「近世東アジア海域における越境行為と民間交流」）および、文部科学省科学研究補助金・基盤研究(c)(2)「近世西日本における他国出漁史の研究」（課題番号13610387）による研究成果の一部である。